

介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修の実施について

1 研修の目的

住み慣れた地域で暮らし続けるため、介護施設や在宅等の利用者の安全な呼吸管理・食事の管理を図るため、介護に携わる職員の喀痰吸引等の資格取得及び技術向上をめざして研修会を開催する

2 実施主体

社会福祉法人東松山市社会福祉協議会

3 研修名称

介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修

4 受講対象者

介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、グループホーム、有料老人ホーム、障害者施設等(医療機関を除く)、居宅サービス事業等に就業している介護職員等で以下の条件をすべて満たすもの

- ① 介護福祉士または、同等の知識等を有する者として事業所の長が推薦した者
 - ② 実地研修先を確保できること(勤務先等に指導看護師がいる、若しくは、指導を受けられる施設等に事前に研修の了解を得ていること)
- ※なお、実地研修先が見つからない場合は、事前にご相談ください。

5 受講定員

20人

6 場所

ひがしまつやま市総合福祉エリア (東松山市大字松山2183)

7 研修内容

①第1号研修又は第2号研修 (不特定の者対象)

i 基本研修(講義) 50時間

1日目	平成30年 9月26日(水)	8:30~17:30
2日目	平成30年 9月30日(日)	9:00~17:00
3日目	平成30年10月 2日(火)	9:00~17:30
4日目	平成30年10月 4日(木)	9:00~17:30
5日目	平成30年10月 5日(金)	9:00~17:00
6日目	平成30年10月 9日(火)	9:00~17:30
7日目	平成30年10月10日(水)	9:00~16:00

実施要綱(公開版)

ii 筆記試験

平成30年10月10日(水) 16:10~17:10

出題数 50問、試験時間60分

客観式問題(四肢択一)

総正解率が9割以上のものを合格とする

iii 基本研修(シミュレーター演習)

平成30年10月13日(土)から平成30年10月15日(月)のうち1日半(※予定)

※受講生の進行状況により延長する場合有

日時の指定はできませんので、あらかじめご了承ください。

評価の認定に至らなかった場合は、別の日を新たに調整します。

iv 実地研修

基本研修を修了し、筆記試験及び演習の実技試験に合格後、東松山市社会福祉協議会と実地研修の委託契約を締結した施設等において定められた回数を実施します。

v 実地研修対象者(利用者)

介護職員等による喀痰吸引等の実施が必要な方。

実施する行為

- ・口腔内(咽頭の手前まで)のたん吸引
- ・鼻腔内(咽頭の手前まで)のたん吸引
- ・気管カニューレ内部のたん吸引(人工呼吸器装着者は除く)
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(状態確認は看護職員)

※「半固形栄養剤」については対象者がいる場合、評価票及び規定回数は別に実施(原則、半固形のみ修了は行えません(滴下と並行または修了の後))

- ・経鼻経管栄養(チューブ挿入、状態確認は看護職員)

vi 受講費用(テキスト代・保険料含む)

研修区分	内容		料金(税抜)	備考
基本研修	講義及びシミュレーター演習		85,000円	テキスト代・保険料含む
実地研修 (現場演習)	自施設で実施	第1・2号研修	基本研修に含む	人工呼吸器装着者は除く
	他施設で実施	第1号研修	50,000円	
		第2号研修(1行為)	10,000円	

※実地研修を行うためには、別途、医師の指示書代がかかります。また、消耗品費等がかかる場合があります。

vii 受講申込期間

平成30年7月9日(月)～9月10日(月)まで(当日消印有効)

8 申込方法

ひがしまつやま市総合福祉エリアのホームページから申込書及び受講確認書をダウンロードするか、用紙をコピーするなどして、必要事項を記入のうえ、期日までに郵送または持参し、(※FAX不可)お申し込みください。

9 受講者の承認・受講料支払い方法

受講申し込み終了後、定員の範囲内で本研修実施委員会で検討し、申込者に受講決定の通知をします。その際、あわせて受講料振込先をお知らせします。

10 注意事項

- ・ 本研修は、先着順受付ではありません。各申込書類を確認し、研修受講に適切と認められた方のみ受講可といたします。また、受講定員を超過した場合は、本研修実施委員会において検討し、受講決定致します。
- ・ 実地研修は、受講者が勤務する事業所等で実施することを原則とします。
勤務する事業所等で実習させていただけるご利用者や指導看護師等が確保できない場合は、下記問い合わせ先へご相談ください。
- ・ 研修の全過程を修了した受講者には、修了証書を交付します。
- ・ 決定通知送付後の受講者都合によるキャンセル・辞退については返金致しません。
- ・ 本研修修了者には主催者より「修了証明書」をお渡ししますが、実際にたん吸引等の行為を行うためには、修了証明書受領後、各自埼玉県に「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を申請する必要があります。また、その場合は事業者も別途県に「登録特定行為事業者」としての登録申請が必要ですのでご承知おきください。

【お問い合わせ】

社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会
事業推進課 田島・大久保
Tel 0493-21-5556